◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第238号(H26.3.7)◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報 等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石 として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的とし て配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=7件(2月28日~3月6日分)
- (1) 高速乗合バスがトラックに衝突した事故
- (2) 貸切バスが歩行者を撥ねた事故
- (3)貸切バスと乗用車が衝突した事故
- (4) タクシーと乗用車が衝突した事故
- (5) タクシーが側壁に衝突した事故
- (6) タクシーが電柱に衝突した事故
- (7) トラックの火災事故
- 2. 事業用自動車の運転者の過労運転の防止、健康状態の確認等更なる安全確保の徹底について!
- 3. 臨時運行管理者試験実施のお知らせ!
- 4. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました!
- 5. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました!
- 6. 大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています! (関東運輸局がプレスリリース)
- 7. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
- 8. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
- 9. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
- 11. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります!
- 12. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!
- 【1. 重大事故等情報=7件】(2月28日~3月6日分)
- (1) 高速乗合バスがトラックに衝突した事故
- 3月3日(月)午前5時10分頃、富山県の高速道路のサービスエリアにおいて、宮

城県に営業所を置く高速乗合バスが駐車していた大型トラックに衝突した。 この事故により、当該乗合バスの乗客1名と運転者1名が死亡、乗客10名が重傷、 乗客13名と当該トラックの運転者の計14名が軽傷を負った。 事故原因については、現在調査中。

(2)貸切バスが歩行者を撥ねた事故

2月27日(木)午後4時10分頃、群馬県において、同県に営業所を置く貸切バス が回送運行中、道路を横断していた歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者は死亡した。

事故当時、当該貸切バスは、乗客を送迎するため、駅へ向けて走行中に横断歩道のない道路を横断していた当該歩行者を撥ねた模様。

(3)貸切バスと乗用車が衝突した事故

3月3日(月)午前7時45分頃、北海道において、道内に営業所を置く貸切バスが 乗客2名を乗せて運行中、乗用車がセンターラインをはみ出して正面衝突し、このは ずみで当該乗用車は元の車線に戻り、後から来た別の乗用車と衝突した。

この事故により、当該乗用車の助手席の乗員1名が死亡、当該乗用車の運転者が軽傷 を負った。

なお、当該貸切バスの運転者、乗客及び別の乗用車の運転者の計4名に怪我はない。 事故現場は、片側1車線の直線道路で、事故当時、路面はブラックアイスバーンと なっており、当該乗用車がスリップして対向車線にはみ出してきた模様。

(4) タクシーと乗用車が衝突した事故

2月27日(木)午前9時頃、福岡県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客 2名を乗せて運行中、乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が肋骨骨折、脳内出血等の重傷、もう1名が外傷性くも膜下出血により重傷を負い、当該タクシーの運転者及び当該乗用車の乗員2名が軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーが当該交差点を直進していたところ、対向車線を走行していた当該乗用車が右折してきたため、衝突した模様。

(5) タクシーが側壁に衝突した事故

3月4日(火)午前0時30分頃、大阪府において、府内に営業所を置くタクシーが 乗客1名を乗せて運行中、高速高架下の側壁に衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者が死亡、当該乗客が負傷した。

事故当時、当該タクシーは、何らかの理由により走行中に左側壁に衝突した模様。

(6) タクシーが電柱に衝突した事故

3月5日(水)午後6時10分頃、栃木県において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で走行中、道路右側の電柱、さらに駐車場に駐車中の大型トラック3台に衝突した。

この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。

事故現場は、片側1車線の直線道路で、事故当時、営業所に戻る途中であった模様。

(7) トラックの火災事故

3月4日(火)午前3時10分頃、群馬県の高速道路において、福井県に営業所を置く大型トラックが走行中、中央分離帯に衝突、その後炎上し車両が全焼した。

また、衝突により、当該トラックの積荷のドラム缶が道路に散乱し、ドラム缶の中の 危険物が漏洩した。

この事故により、当該トラックの運転者が軽傷を負った。

事故当時、当該トラックは何らかの理由により左側ガードレールに衝突し、そのはず みで車両左側の前後タイヤが外れ、その後中央分離帯に衝突し炎上した模様。

【2. 事業用自動車の運転者の過労運転の防止、健康状態の確認等更なる安全確保の徹底について!】

平成26年3月3日(月)未明、富山県小矢部市の北陸自動車道において高速乗合バスが停車中の大型トラックに衝突し、乗客・乗員2名が死亡する重大な事故が発生しました。

国土交通省は当該事故を受けて、バス事業者に対し安全確保のより一層の徹底を求めるため、公益社団法人日本バス協会あてに、通達を発令いたしました。

また、各地方運輸局等に対しても、管内の各都道府県バス協会あてに同様の徹底を求めるよう指示しております。

詳しくは、ホームページをご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000161.html

【3. 臨時運行管理者試験実施のお知らせ!】

今般、貨物自動車運送事業安全規則(平成25年3月)及び旅客自動車運送事業者運輸規則(平成25年8月)が改正されたことに伴い、運行管理者資格者に関する需要が一時的に増加する見通しであることから、平成26年5月18日(日)に臨時運行管理者試験が実施されることとなりましたのでお知らせします。

臨時運行管理者試験の概要については、公示ポスター又は(公財)運行管理者試験 センターのホームページをご覧下さい。

→ http://www.unkan.or.jp/

【4. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました!】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、 従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程 の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の 許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい (各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。)。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

【5. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました!】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月公表)を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を

図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は平成25年10月1日から施行、新処分基準は平成25年11月1日から施行。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

【6. 大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています! (関 東運輸局がプレスリリース)】

トラックの死亡事故については、過去に大型トラックの左折事故が社会問題となり左 折巻き込み防止装置対策などの車両安全対策が施されてきましたが、今般、関東運輸 局管内における平成24年に発生した事業用自動車の事故状況について分析を行った ところ、依然として大型トラックが左折時に自転車や歩行者を巻き込む死亡事故が多 数発生していることが判明しました。

当該事故について事故要因調査を行ったところ、年数の経過とともに事業者や運転者の左折時における危険認識が薄れてきており、また、運転者席からの視界を確保するために左扉の下部に設けられた窓を棚等により遮り死角が増大するなど安全機能を損なっていることが事故要因であると思われます。

このため、関東運輸局は関係事業者に対して左折時の危険性について周知指導すると ともに再発防止策の徹底を図っていくこととしています。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。

→ http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1312/cs_p131218.pdf

【7. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について】

平成25年7月5日

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)では、旅客自動車運送 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をするこ とができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定する とともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全 な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定され ています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を 発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、 引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあ ります。

具体的には、平成25年7月1日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客31名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客3名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成25年7月4日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが 乗客8名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬 送、交替運転者及び乗客1名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原 因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられていま す。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者1名が死亡、交替運転者1名及び乗客14名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

2. 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

- 3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。
- 4. 平成19年6月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう!」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群(SAS)の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。
- 5. その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

【8. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省 自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策 の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- 「バス事業のあり方検討会」
- 「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- 「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- 「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」
- → http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01 hy 002069.html

【9. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日(火)に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業

運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

【10. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成25年5月1日より、保有車両数が5両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。

(ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に5両割れ事業者であった者については、平成26年4月30日までに運行管理者の選任を行う必要があります。)

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)(抄) 第18条(運行管理者の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布:平成25年3月29日施行:平成25年5月1日

【11. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。 今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今 後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います! → http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

[掲載マニュアルー覧]

- ・H24 年 4 月:自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24 年 3 月:トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23 年 7 月:乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22 年 7 月: 事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21 年 10 月:映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・H20年7月:トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月:SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう!」

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。 皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコール をしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策 の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環 境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路 運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点 検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

